

平成30年度 地方消費税交付金（社会保障財源）の用途について

地方消費税交付金のうち消費税率引き上げに伴う増収分については、その用途を明確化し、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされています。

平成30年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源）の用途状況は下記のとおりです。

【歳入】	地方消費税交付金（社会保障財源）	213,300 千円
【歳出】	社会保障施策に要する経費	681,087 千円

（単位：千円）

事業名	平成30年度 決算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税 交付金 (社会保障財源)	その他
社会 保 険 国民健康保険特別会計繰出事業	296,503	43,610	136,623		50,163	66,107
介護保険特別会計繰出事業	384,584	4,301	2,153		163,137	214,993
合計	681,087	47,911	138,776	0	213,300	281,100

※各事業に要する一般財源の比率に応じて、地方消費税交付金（社会保障財源）を按分して充当しています。